

平成27年12月6日

「三島駅南口の整備を考える市民の会」会則（案）

設立趣旨

三島市民の皆さんは、「三島駅南口の整備計画」が長きにわたり検討されてきていることを、ご存知ですか。三島の「顔」であり「要」である重要な場所の整備計画について、一部の関係者だけの議論と検討が着実に進んでいます。そんなことでいいのでしょうか。

建設が計画されている「高層マンション」は、高さ約77mと44mの「高層ビル」2棟と駐車場棟が建てられ、住宅や商業施設、公共施設の整備を考えているようです。

しかし、建設により懸念される問題は、①地下水の遮断による水量の減少と水質への影響、②富士山の優良な景観阻害、③公共用地の独断的な使用、④多大な財政負担、⑤中心商店街との競合、⑥観光客の集中化、⑦防災上重要な広場の損失、⑧マンションのゴーストタウン化の懸念、⑨地域コミュニティとの乖離など、一部の経済的な効果にはとても見合わない、深刻な環境問題や現状のまちの情緒的な雰囲気破壊、経済的な損害などが想定されます。

そこで、三島市の品格や景観、情緒ある下町の雰囲気を損なうことなく、人々の暮らしに優しい平面的なまちづくりの手法、文化・歴史性的に適切に適合した整備計画を、市民・NPO・企業・専門家・行政など、多様な関係者との議論を踏まえ創り上げていくために、

ここに「三島駅南口の整備を考える市民の会」を設立するものです。多くの市民の皆さんの本会への参加を呼びかけます。

本会による議論を通して、多様な市民の経験知と専門知を結集した世界に誇れる三島駅南口の整備計画とさらなる革新的な「グランドデザイン」を、市民の発意と総意により創り上げていくものです。なお、反対のための組織ではなく、市民総意の建設的な提案をしていくための組織です。多くの賛同者の参加をお待ちしております。

1. 名称

本会は「三島駅南口の整備を考える市民の会」とします。

2. 所在

事務局は、静岡県三島市芝本町7番11号 NPO法人グラウンドワーク三島に置きます。

3. 目的

本会は、三島駅南口周辺の整備計画について多くの市民の意見を反映させて、三島市の品格や景観、情緒ある下町の雰囲気を損なうことなく、人々の暮らしに優しいまちづくりの発展に寄与することを目的とします。

4. 活動

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- ① 三島駅南口の整備計画について多くの市民による議論の場をつくります。
- ② 他地区の駅前整備地区についての情報収集を行い効果と課題を検証します。

- ③ 行政との活発な情報交換と共有化を図り、市民の合意形成や理解を前提とした、透明性・社会性・経済性・環境性・景観性・文化歴史性に優れた、日本を代表する先進的・創造的な整備計画の策定を行い、企業との協力のもと「代替案」を提案します。
- ④ 多くの市民や専門家の英知を結集し、市民発意の整備計画を立案して、土地所有者の意向や経過を尊重して、多様な関係者の合意形成を進めて事業の具現化を図ります。
- ⑤ 駐車場の防災用避難所・イベント広場としての機能を保全・強化する提案をします。
- ⑥ 三島駅南口と白滝公園、浅間神社、桜川、御殿川、源兵衛川、大通りなどを連担させた、新たな魅力性・回廊性を持った三島らしい「グランドデザイン」を策定します。
- ⑦ 今後、月2回程度の検討会を開催して、具体的な整備計画の策定を段階的に進めます。
- ⑧ 三島市や静岡県に「代替案」を提示して、高層マンション建設の「中止」及び「再検討」を実現し、三島駅南口の特性を活かした全国に誇れる整備事業を実現化します。
- ⑨ 本会の賛同者の拡大を図るとともに、現在計画されている高層マンションの建設中止を実現するために「署名活動」や「住民投票」を検討・実施します。
- ⑩ 全国各地のまちづくりや景観整備に関わる著名な建築家や専門家とのネットワークを形成し、専門的見地から見た、新たな整備計画やグランドデザインを策定・提案します。
- ⑪ 広く企業や市民団体、専門家などと企画コンペを開催し最適な整備計画を策定します。

5. 会員

本会は三島の水と緑を愛し、富士山の自然と文化、歴史を守る強い意思を持った、本会の目的に賛同する個人、団体、企業、専門家などにより組織し会員とします。会費はなしとし、活動の拡大により今後検討するものとします。なお、寄付金や募金を広く集めます。

6. 役員

本会の役員は次の通りとし、会員のうちから選任します。任期は2年とし再任を妨げません。運営委員会の議決により、顧問、相談役を置くことができます。

代表1名 運営委員5名程度 監事1名

7. 役員の仕事

代表は、本会を代表して会務を統括します。運営委員は、運営委員会を構成するとともに、会の業務を遂行します。監事は、会計及び業務上の書類を監査し総会に報告します。

8. 運営委員会

本会の活動の方向性や意思決定を決議し、会則に定めのない事項についても決定します。

9. 総会

総会は本会の会員の過半数を以て成立します。総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによります。

10. 入退会

本会の入退会は原則として自由とします。

本会則は、平成27年12月6日をもって施行されます。